

第 6494 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 5日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 社員に対する自社商品の値引き販売

**Q** : 社員に自社商品を値引きして販売しようと思います。どのように取り扱われますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

会社が、役員又は使用人に対し、自社の商品又は製品(有価証券及び食事を除きます)を値引販売する場合は、次の要件のいずれにも該当する場合に限り課税は行わないこととされています。

- ① 値引販売に係る価額が、会社の取得価額以下であり、かつ、通常他に販売する価額に比べて著しく低い価額(通常他に販売する価額のおおむね70%未満)でないこと
- ② 値引率が、役員もしくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- ③ 値引販売等をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること

したがって、コスト割れして販売する場合や、通常販売価額のおおむね70%相当額未満で販売する場合は、給与となり源泉徴収が必要となりますので、注意してください。

なお、会社が、役員又は使用人に対し、自社の商品、製品又は他から購入した物品(有価証券及び食事を除きます)を無償で支給した場合には、現物給与の支給があったものとして課税されます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

